

犯罪被害者等施策主管課室長会議 平成28年5月30日

「今、被害者支援に求められること ーソーシャルワークの視点からー」

上智大学 総合人間科学部

伊藤富士江

本日の内容

1. 犯罪被害に遭うとは…
2. 被害者支援とソーシャルワーク
3. 「地方公共団体における犯罪被害者支援総合的対応窓口」に対する調査結果
4. 同調査結果から見えてきたこと
 - 充実した相談体制の構築に向けて

Q & A

犯罪被害に遭うと、どのようなことが起きるだろうか？

- 身体的傷害
- 経済的困窮（失職、転居 など）
- 精神的衝撃、混乱、怒り
- コントロール感の喪失（茫然自失）
- []
- []
- []
- []

犯罪被害者の声

「民間被害者支援団体の利用に関する調査」より

「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。突然、まっ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの」

ある日突然に出合う為、日常生活が破カイされ、何も考えること、することが出来なくなった。廻りの人達が各々の考えでアドバイスしてくれたが、後で

思い返すと、みんな勝手な事を言い、それに私自身がただ振り廻されていた感じ。……

犯罪被害者等基本法 十一条

(相談及び情報の提供等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

被害者等が地域で生活を 立て直すためには

ソーシャルワーク的発想（視点）が必要

- ◆ サービスを必要とする人に対応して進められていく専門的な援助活動
- ◆ 価値、知識、技能の要素から成る
- ◆ 一定の過程を踏んで行われる

ソーシャルワークとは

1. 人と環境とを調整（結びつける）
ニーズと社会資源との調整
2. 環境を修正・開発
例） 転居先をさがす
3. 人の対処能力を強化
例） 自分で出来ることを増やす

社会資源 (social resources) とは

- 「利用者のニーズを充足するために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの」

日本ソーシャルワーク学会編(2013)
『ソーシャルワーク基本用語辞典』川島書店

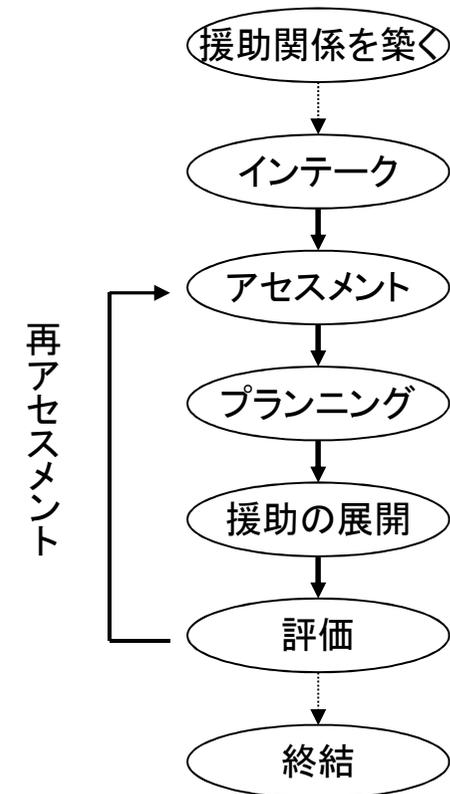
- 「**社会資源**とは、福祉ニーズを充足するために活用される**機関・施設、法律、個人・集団、資金、知識、技能等々の総称**」

中央法規出版編集部(2001)『社会福祉用語辞典』

ソーシャルワーク過程の流れ

相談員の援助方法

- 1) 援助関係を築く(ラポール形成)
- 2) 被害者の状況を把握する(インテーク)
- 3) 被害者の状況を評価する(アセスメント)
- 4) 援助計画を立てる(プランニング)
- 5) 援助を展開する(介入)
- 6) 支援を振り返る(事後評価)
- 7) 終結



地方公共団体における 犯罪被害者支援総合的対応 窓口の調査報告

本調査は、大岡由佳氏（武庫川女子大学）を中心とする「犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらし(・)えん）」により行われたものです。また、日本学術振興会科学研究費助成事業（課題番号24530728：伊藤富士江）及び（課題番号25780360：大岡由佳）による共同研究として実施しました。

調査概要(1)

① 目的

犯罪被害者等の対応にあたる総合的対応窓口の実態とそこから見えてくる体制整備の課題や方向性を明らかにする。

② 対象

都道府県・市区町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口の担当者(都道府県47か所、市区町村1741か所;計1788か所)

調査概要(2)

③ 方法

- 調査協力の案内を郵送→ WEB回答を依頼
- 調査内容: 地方公共団体の属性、総合的対応窓口の担当者の属性、過去の相談件数、取り扱った被害事案、窓口対応における体制、連携先、総合的対応窓口を充実させるための課題など
- 調査期間: 2016年2月22日～3月15日。

④ 倫理的配慮

担当者の自由意思による回答であり、地方公共団体の固有名記載は求めなかった。日本社会福祉学会研究倫理指針に従って実施した。

結果(窓口の状況)

調査結果：回収状況

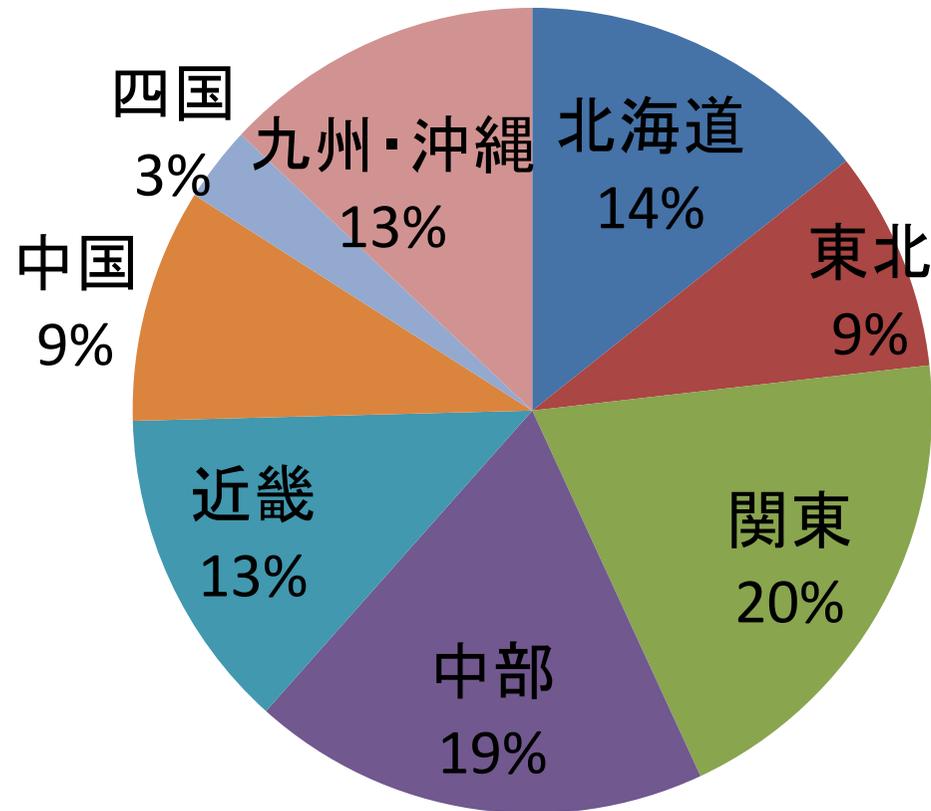
2016年2月22日発送

オンライン調査開始～3月15日締切

(最終回収 3月23日)

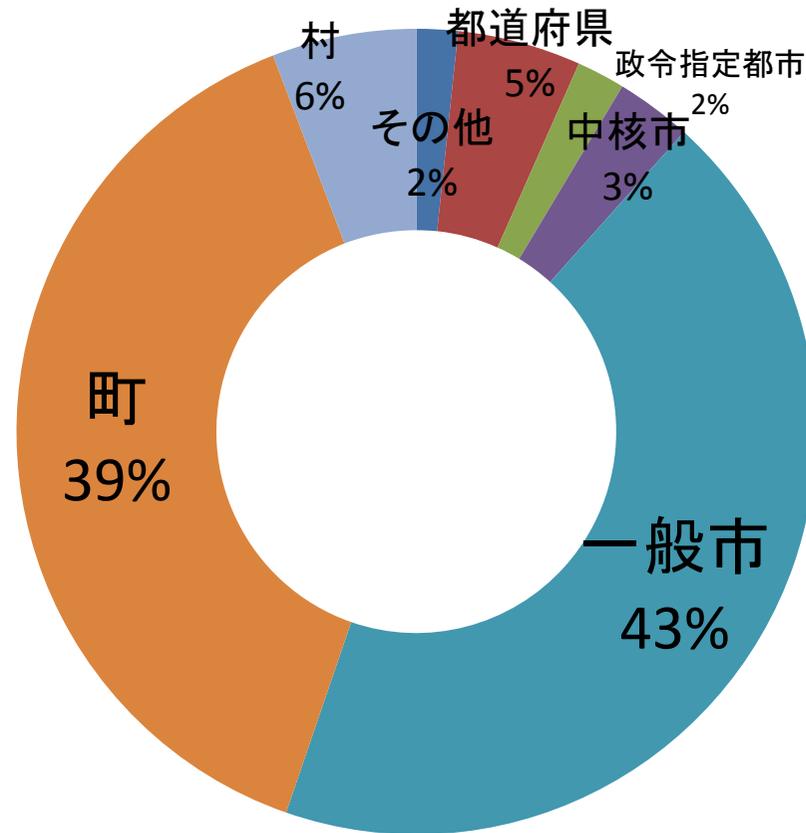
- 回収：計364件／1788 回収率：20.3%
- 都道府県：47に配布して、18件の回収
- 市区町村：1741に配布して、346件の回収

回答のあった地方公共団体の地域



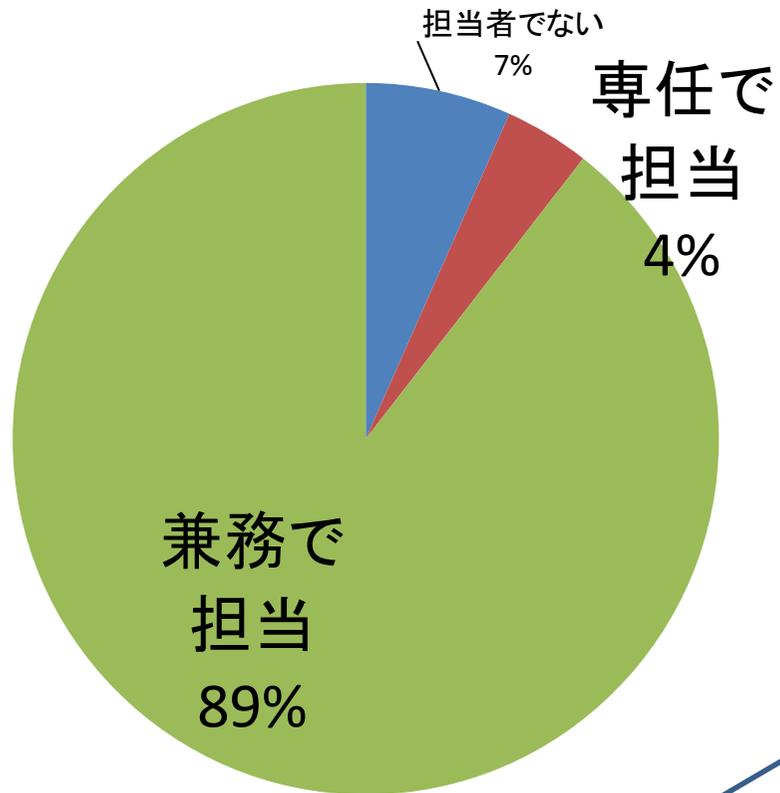
関東19.9%、中部18.5%、北海道14.4%の順で多い

回答のあった地方公共団体の区分

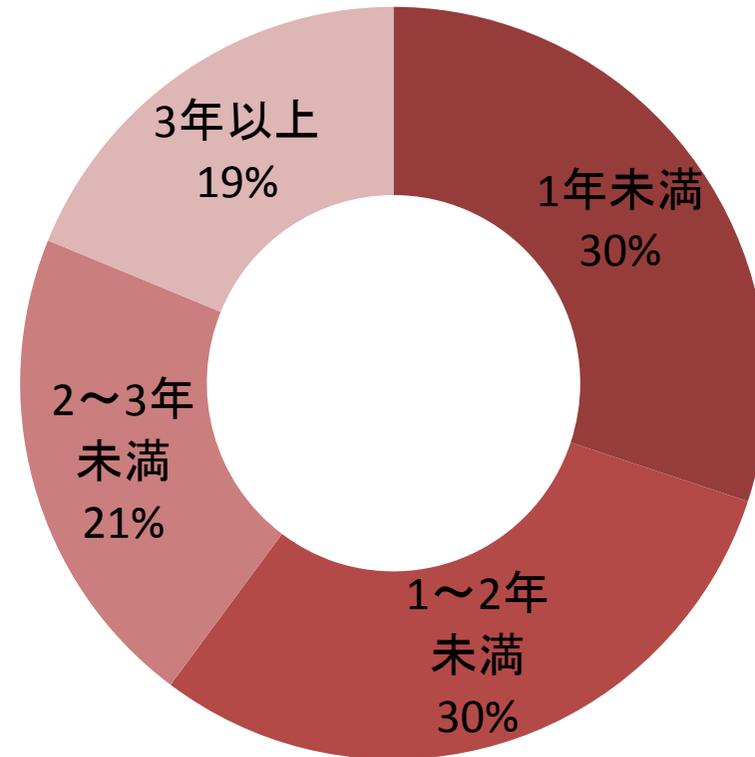


一般市が1番多く(157か所)、町が2番目(140か所)であった

担当者の属性(1)



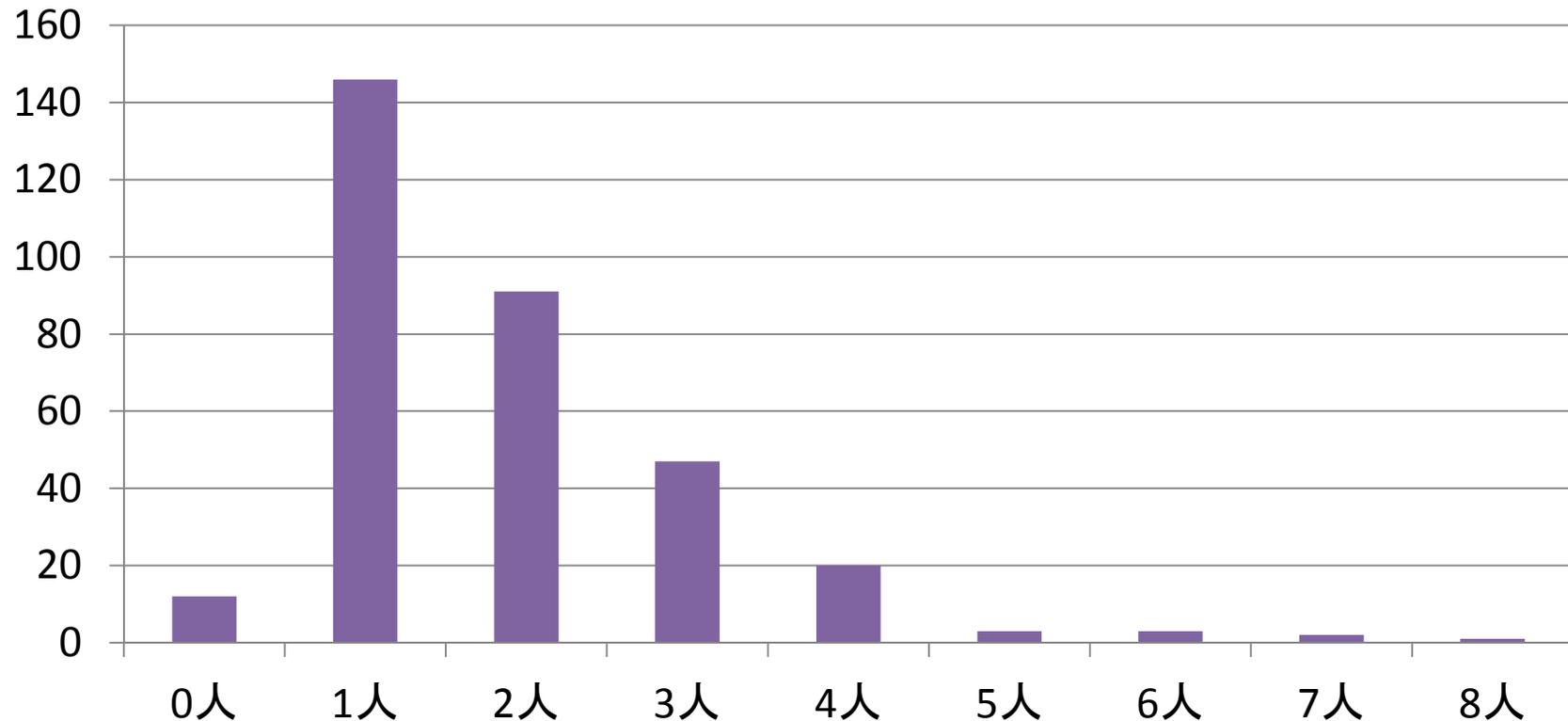
担当職員の担当歴(2016年2月末時点)



**89.4%が兼務で担当
担当歴は1年未満、1~2年未満が最多**

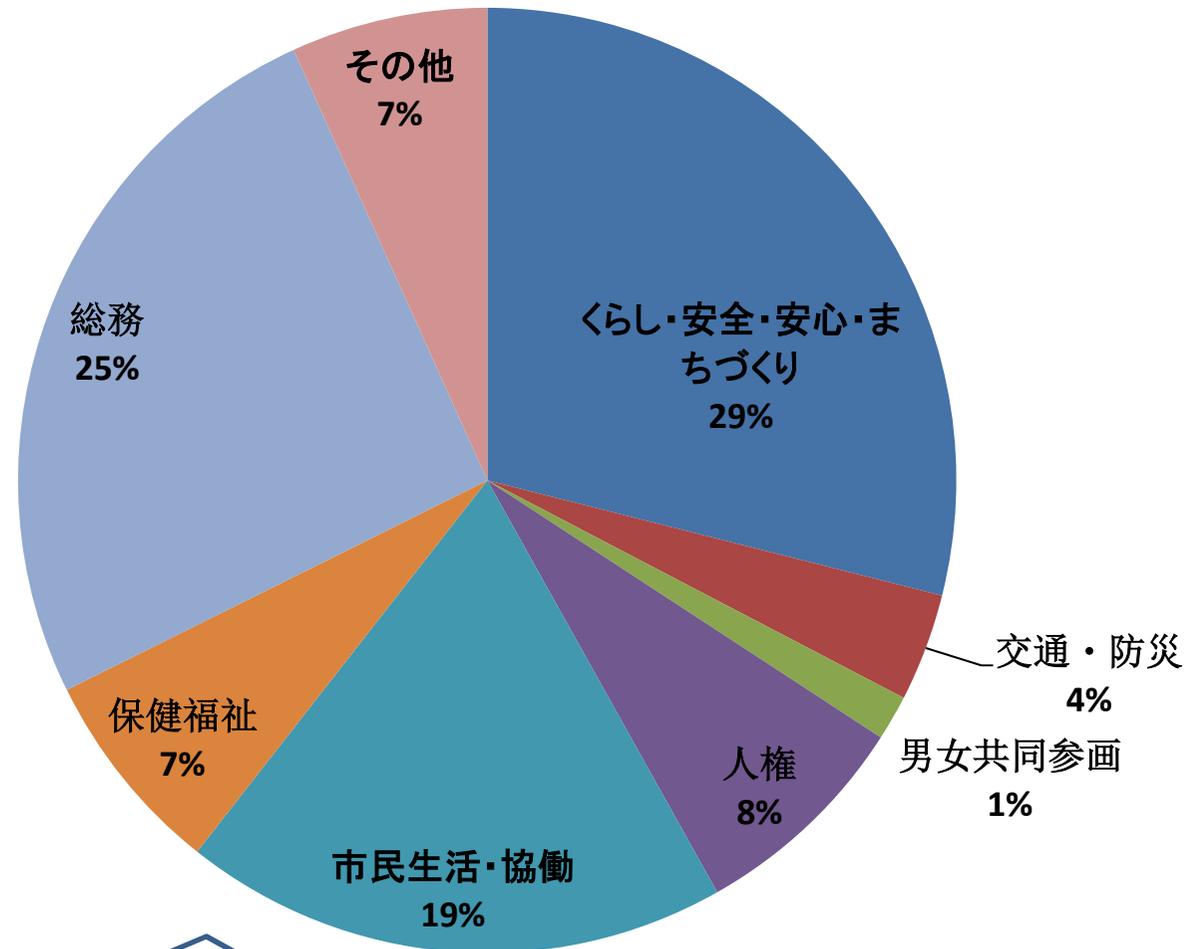
属性(2)職員配置状況

総合的対応窓口で直接被害者支援を担当する職員数



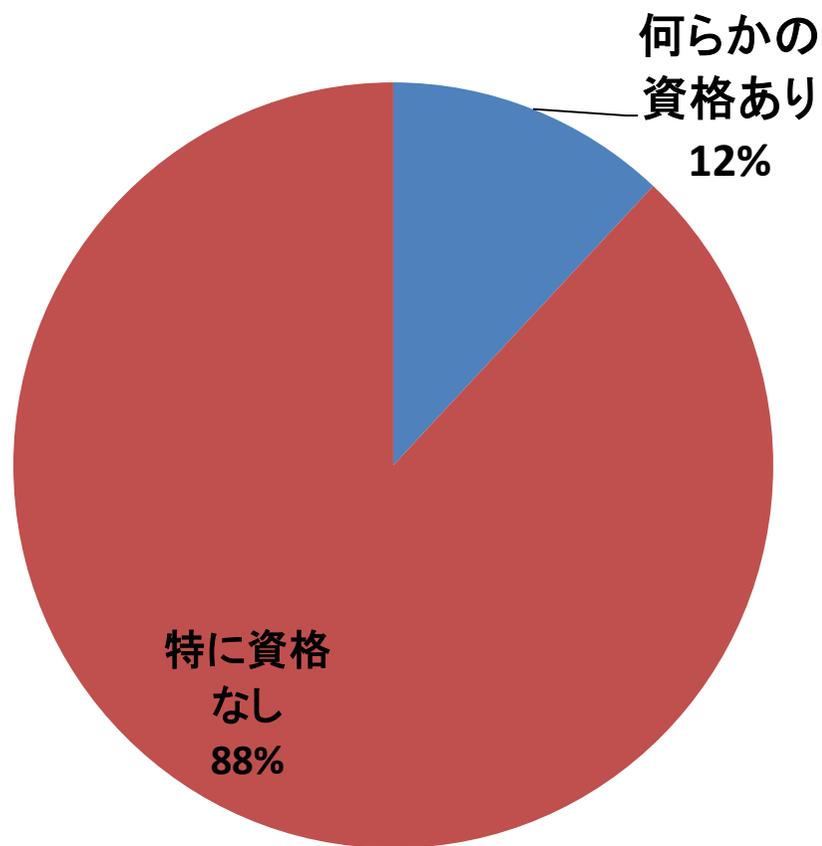
担当の職員数は、1人ないし2人が大多数

担当部署（キーワード別）



部署は様々なところに配置

属性(3)職員の資格状況



- 何らかの資格あり
(重複あり) **38件(12.0%)**

<内訳>

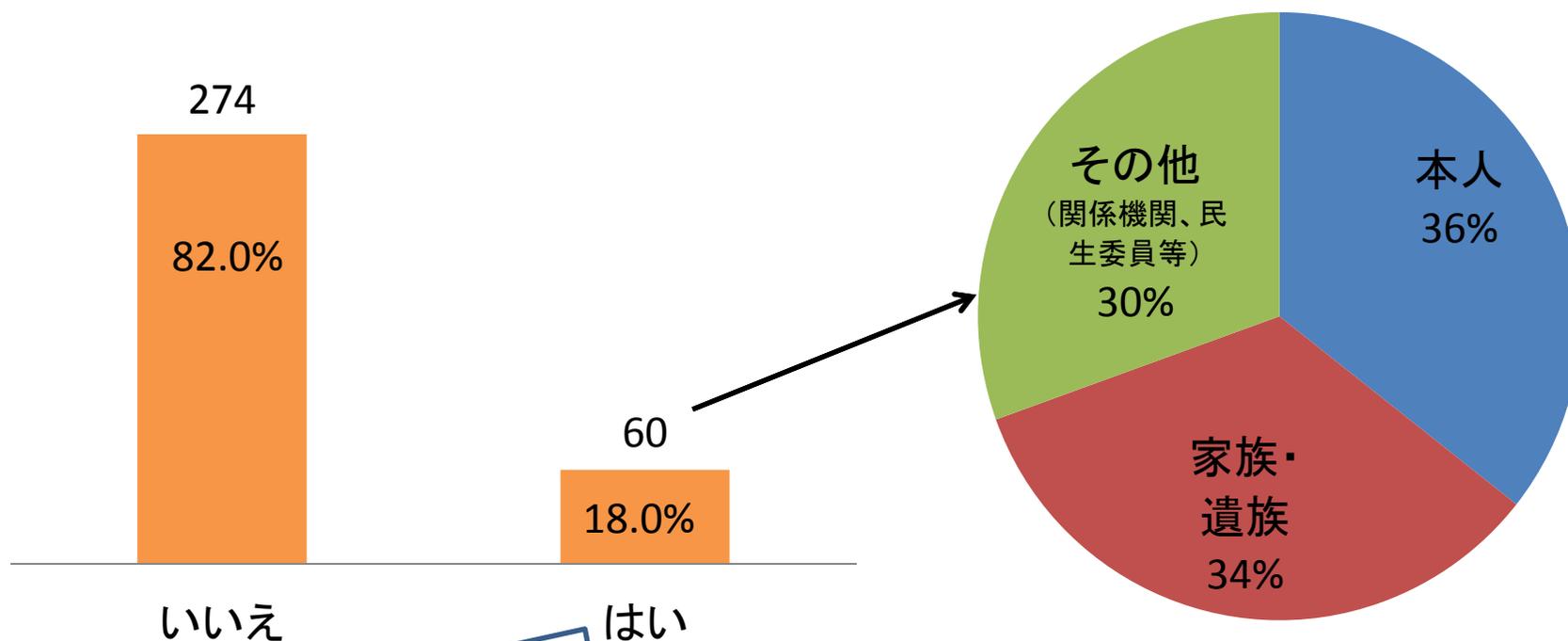
- 保健師5件(1.6%)
- 社会福祉主事9件(2.8%)
- 社会福祉士9件(2.8%)
- 精神保健福祉士8名(2.5%)
- 臨床心理士2件(0.6%)
- その他(生活保護現業員、社会福祉学科卒、主査、元警察等)21件(6.6%)

対人援助職の資格等を有する担当職員は約1割

結果(相談状況)

相談件数(1)

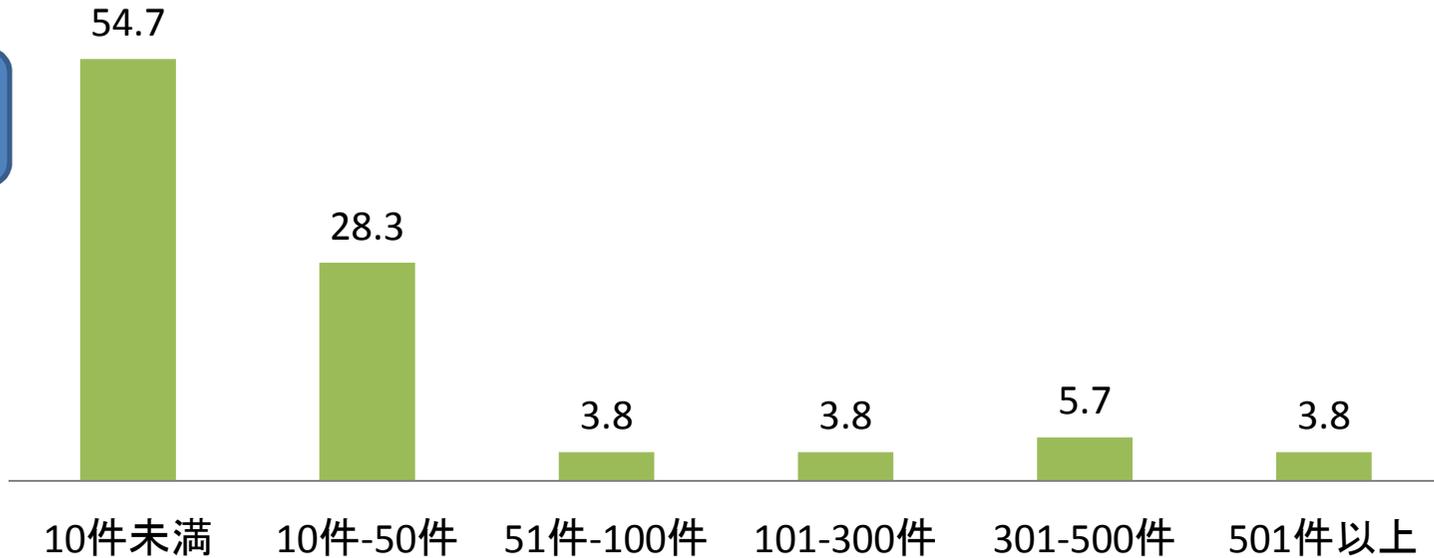
- 「犯罪被害者等支援を行う総合的対応窓口において、過去おおよそ1年間(2015年4月1日～2016年2月末日)に犯罪被害にかかわる相談はありましたか。」



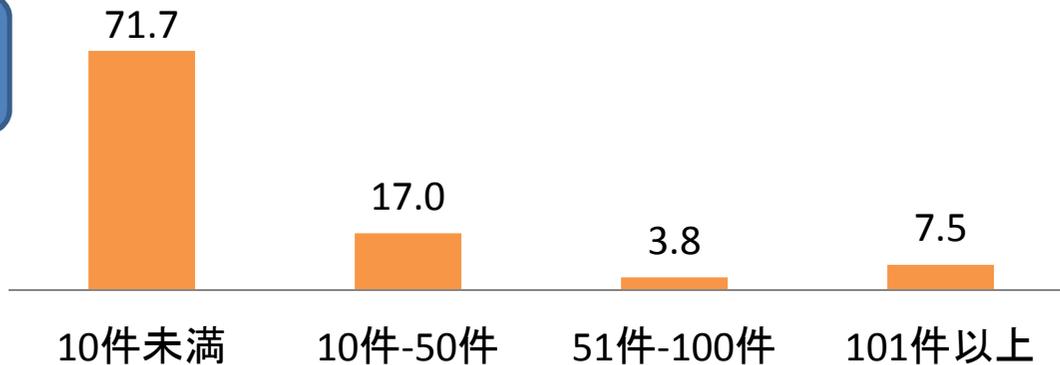
過去1年間、相談があった窓口は約2割

相談件数(2)

電話相談
(N=60)



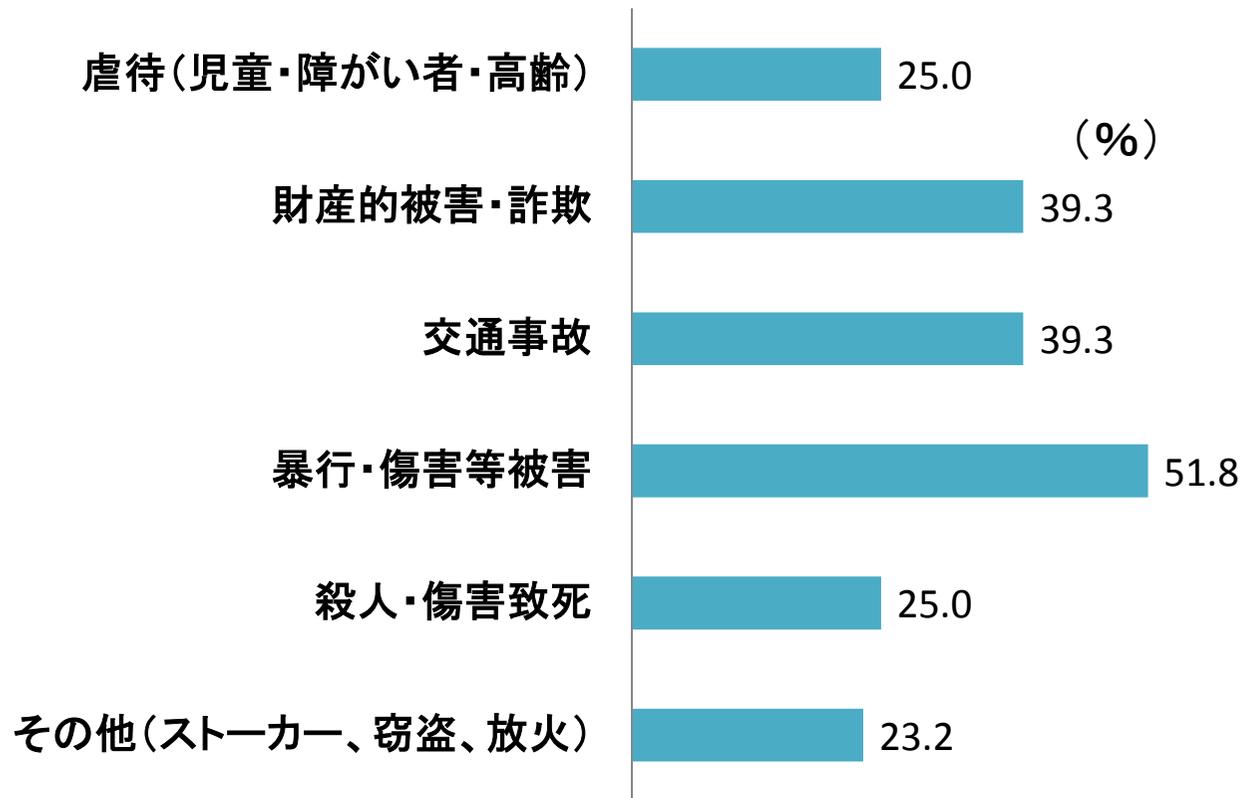
面接相談
(N=60)



相談があった窓口の相談件数は、10件未満が半数以上

取り扱った事案

多い事案を5つ選択してもらった結果



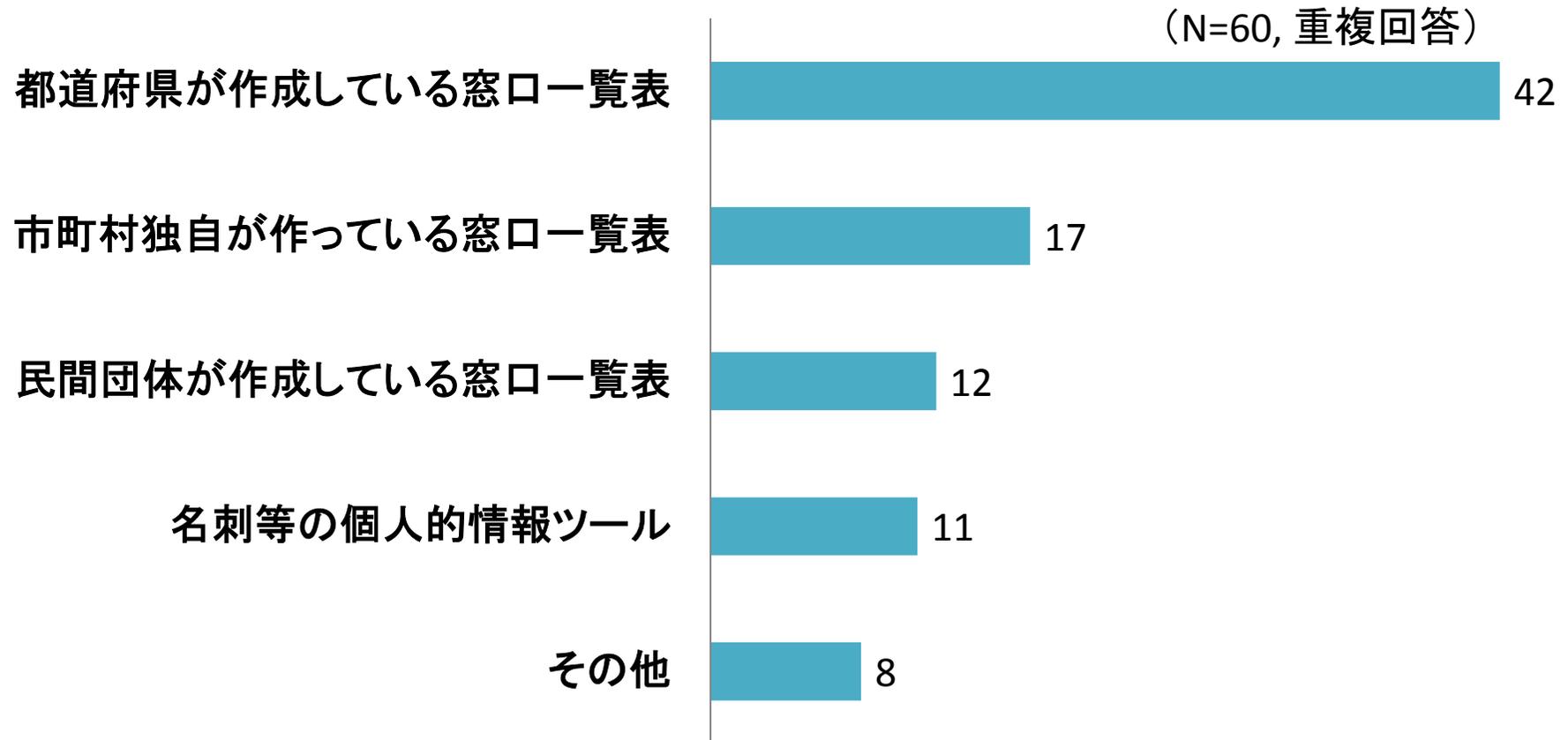
<他部署取扱い率>

- 虐待(児童・障害者・高齢者) 51.7%
- DV 46.7%
- 交通事故 20.0%
- 性暴力被害 15.9%
- 火事や爆発事故 6.7%
- 殺人・傷害致死 3.3%

「暴行・傷害等被害」の事案を多く扱っている傾向

結果(支援体制)

連携の際に使用するツール

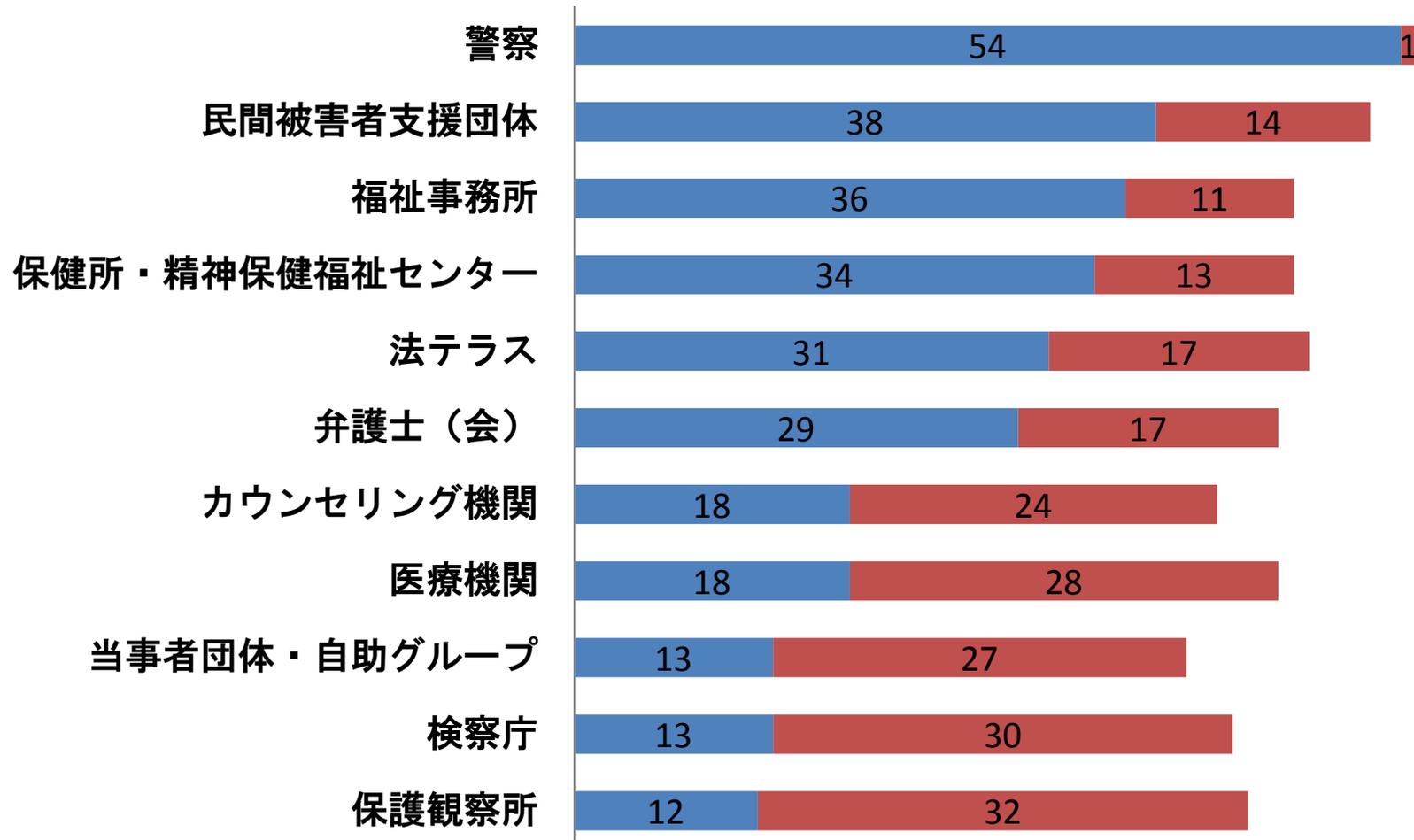


連携(窓口や制度・サービス紹介)のために使用しているツールは、都道府県作成の窓口一覧がもっとも使われていた

支援における連携先

(N=60)

■ 連携している ■ 連携していない

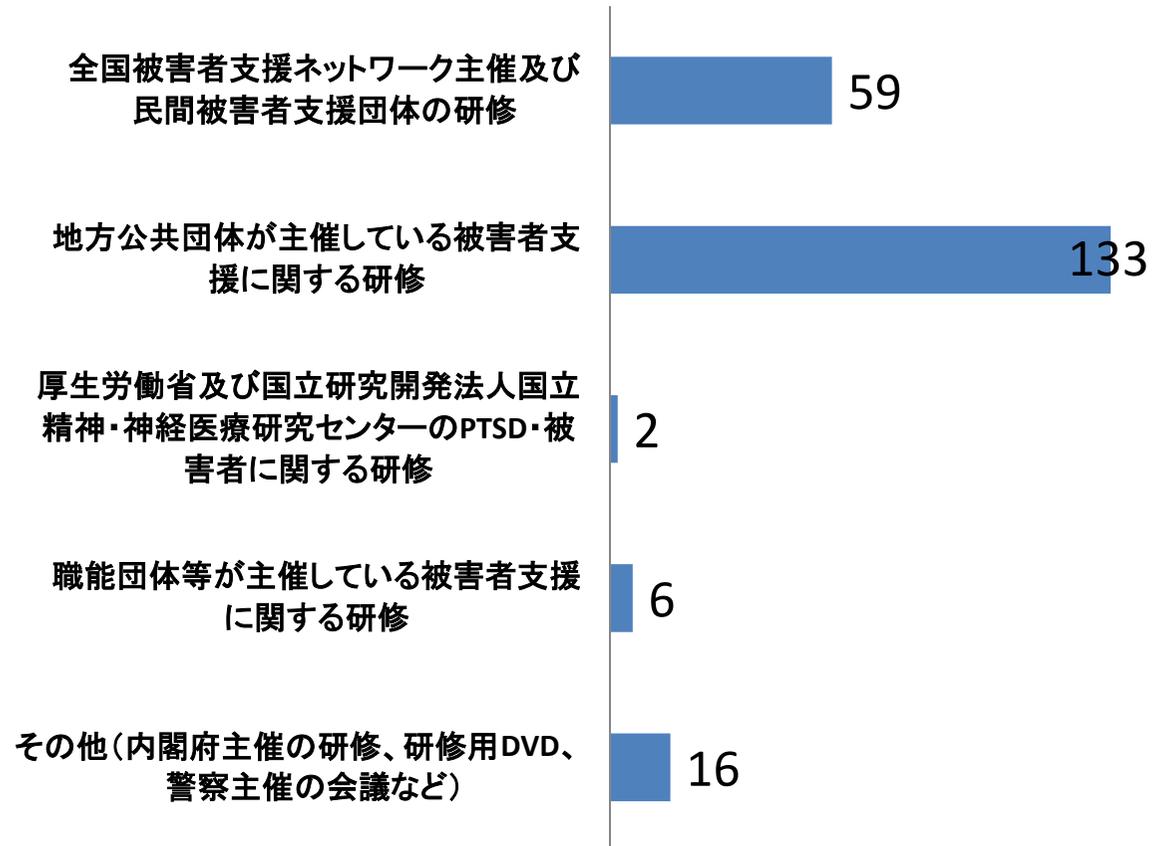
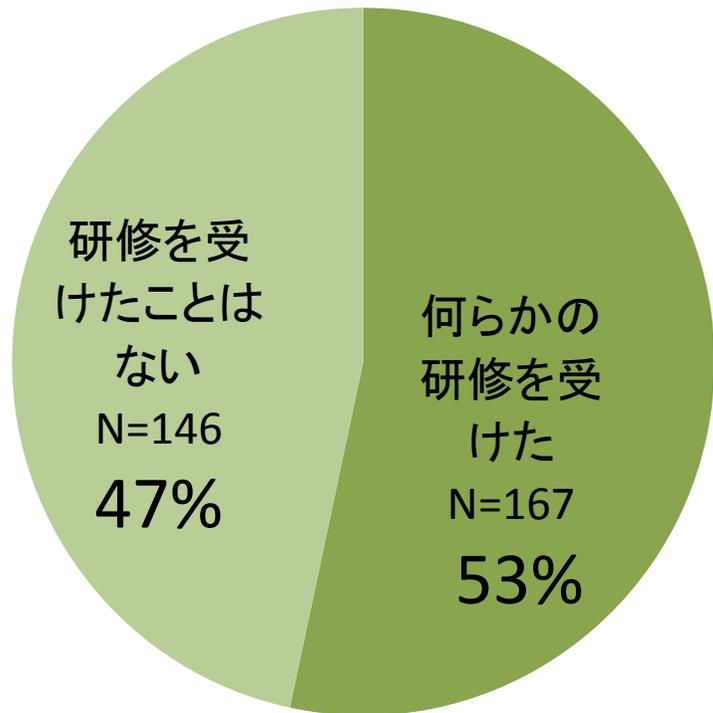


警察との連携は取れているが、司法・医療等との連携は不十分

研修の機会

(N=364)

< 受けた研修(複数回答) >

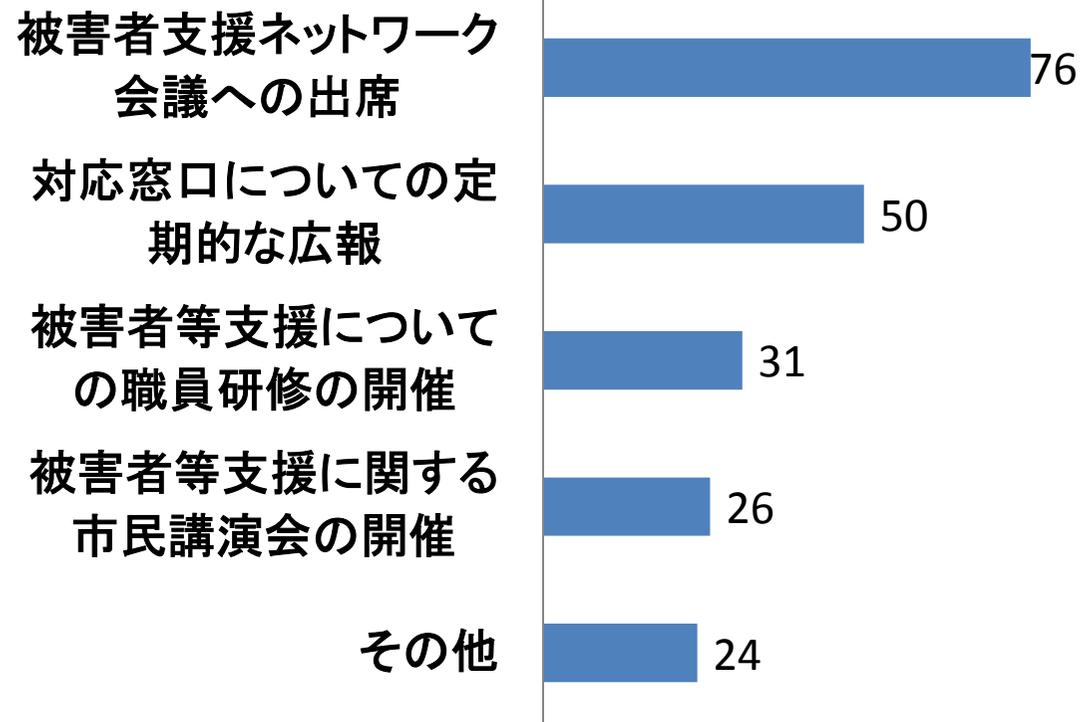
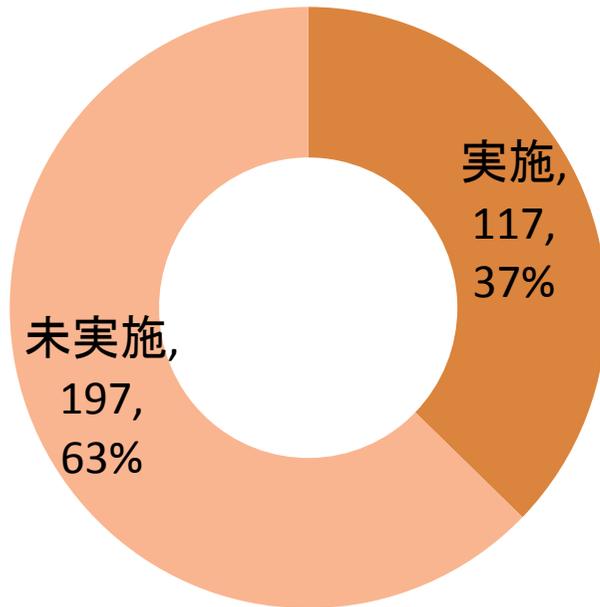


担当者の半数が被害者支援に絡む研修を受けていた

犯罪被害者等支援に関する事業等実施

(N=364)

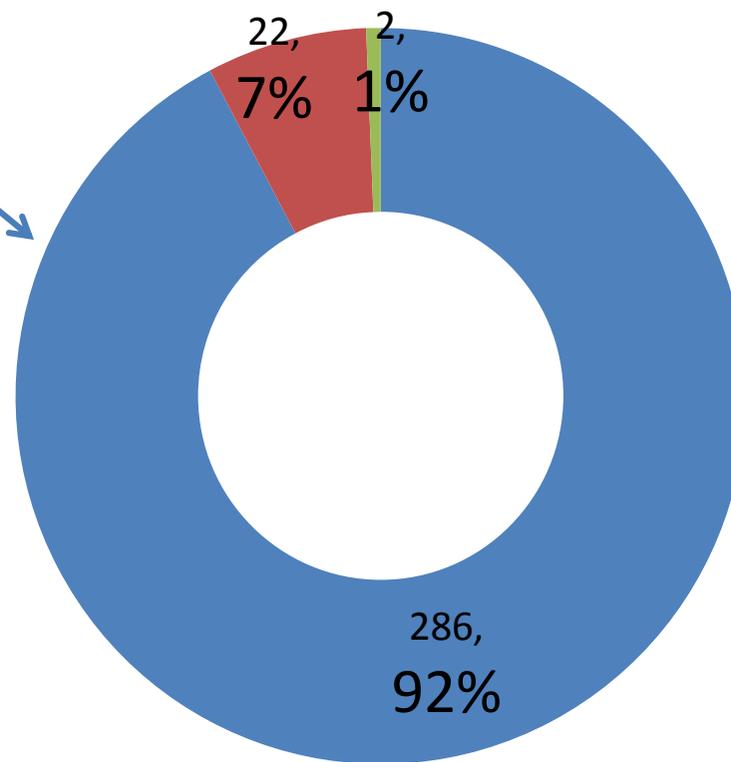
<事業の詳細(複数回答)>



窓口の4割弱で、被害者支援に関する何らかの事業を行っていた

専門的な助言・指導 (スーパーバイズ SV体制) (N=310) 欠損値あり

■ ない ■ 体制がある ■ 今後体制を整備する予定である



担当者への被害者支援にかかわるSV体制なしが9割

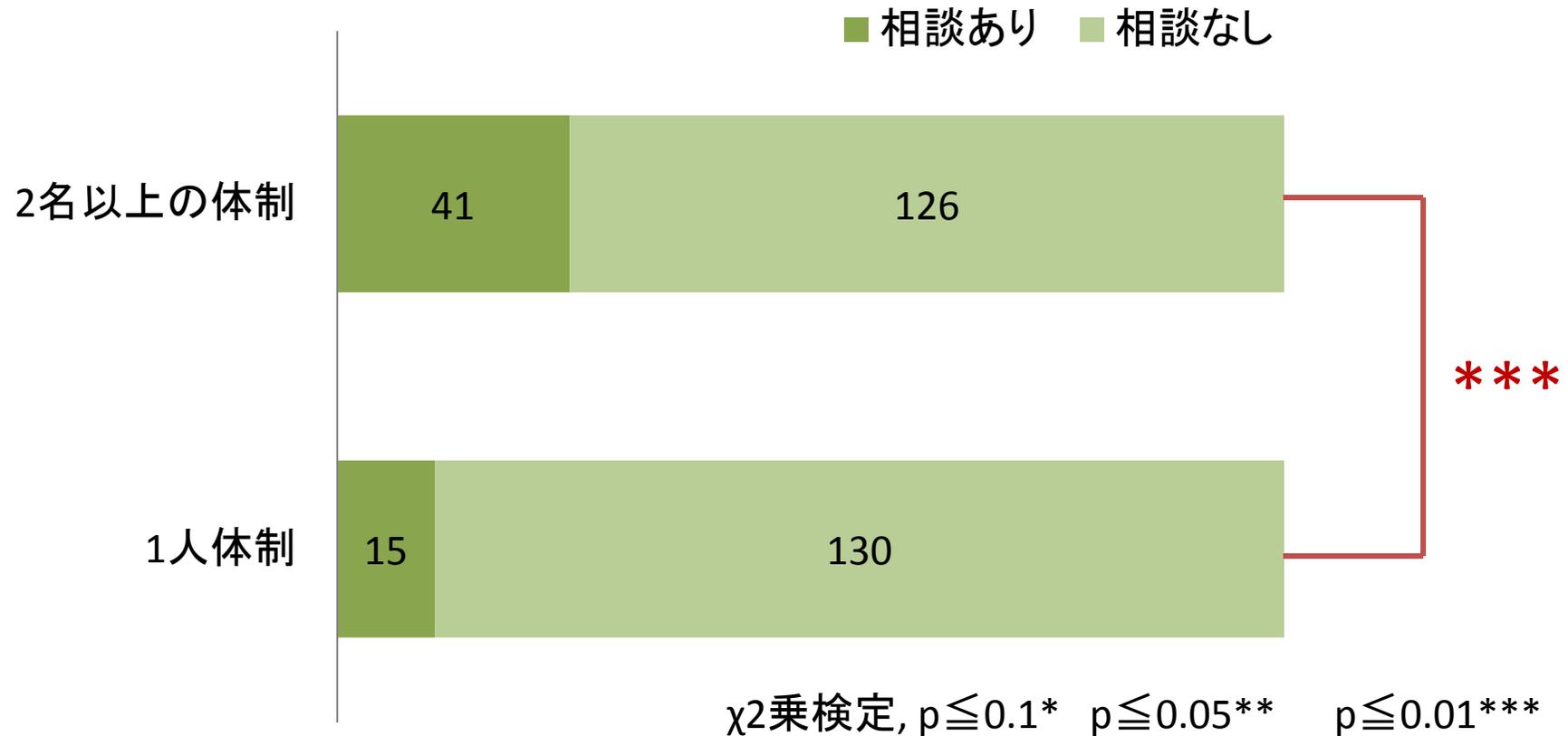
充実した相談体制の構築にむけて

ポイント1

担当職員数は、2名以上体制へ

- 被害者家族のなかに、異なるさまざまなニーズがあったり、被害者と加害者が存在する場合も。その対応には1名では難しい。
- 担当職員数が2名以上だと、相談件数が多い傾向。
- 兼務であっても、2名以上いれば、窓口充実に向けて、知恵を出し合える。

担当者数と、その窓口の相談状況



2名以上の担当者配置がある窓口には、「相談あり」の傾向

ポイント2

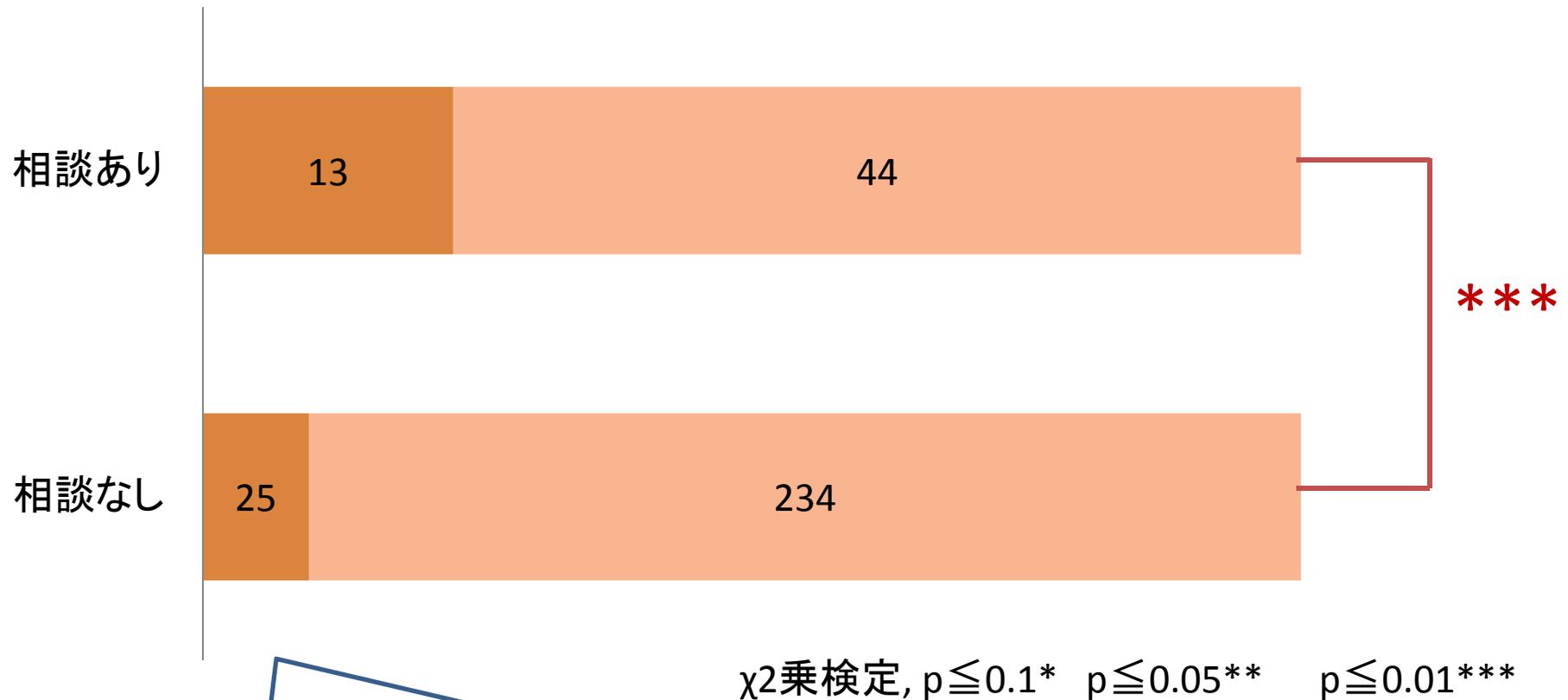
「相談援助」業務経験あるいは、資格をもっている者の配置へ

有資格者や対人援助職としてキャリアのある者を窓口担当者とすることで、

- ✓ 相談ケースの増加につながる。
- ✓ 多機関との連携率が高まる。
- ✓ 様々な犯罪被害者支援に関連する事業の展開につながる。

担当者の資格有無と相談有無

■ 資格有 ■ 資格なし



対人援助職の有資格者が配置されている窓口は、「相談あり」の傾向

担当者の資格有無と連携先(1)

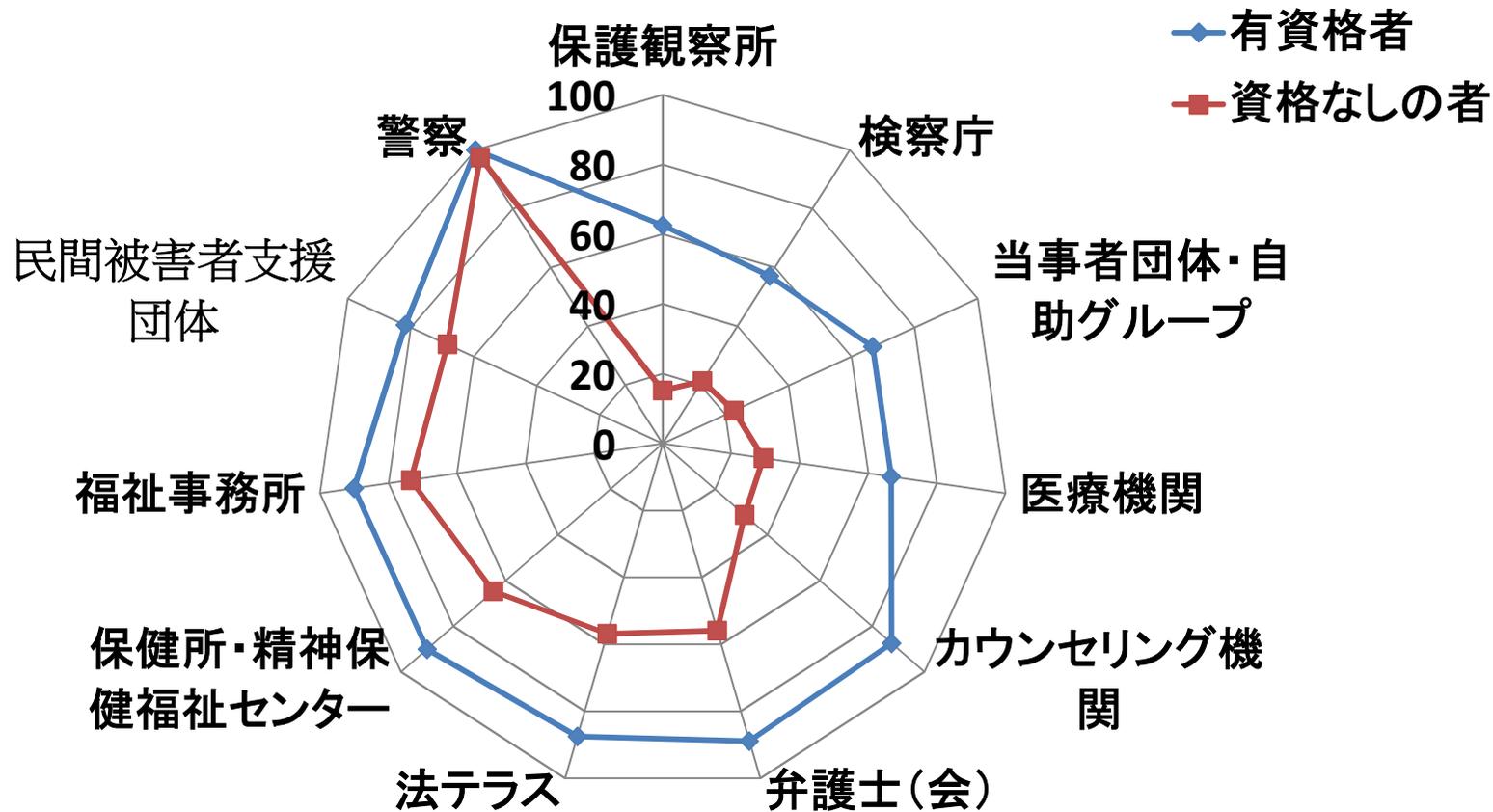
	関係機関との連携率		<i>p</i>	
	有資格者	資格なしの者		
保護観察所	5名(62.5%)	5名(15.2%)	<i>P</i> =0.005	***
検察庁	4名(57.1%)	7名(21.2%)	<i>P</i> =0.053	*
当事者団体・自助グループ	4名(66.7%)	7名(22.6%)	<i>P</i> =0.031	**
医療機関	6名(66.7%)	10名(29.4%)	<i>P</i> =0.040	**
カウンセリング機関	7名(87.5%)	10名(31.3%)	<i>P</i> =0.004	***
弁護士(会)	8名(88.9%)	19名(55.9%)	<i>P</i> =0.069	*
法テラス	7名(87.5%)	21名(56.8%)	<i>P</i> =0.104	n.s.
保健所・精神保健福祉センター	9名(90.0%)	22名(64.7%)	<i>P</i> =0.123	n.s.
福祉事務所	9名(90.0%)	25名(73.5%)	<i>P</i> =0.275	n.s.
民間被害者支援団体	9名(81.8%)	26名(68.4%)	<i>P</i> =0.386	n.s.
警察	12名(100%)	39名(97.5%)	<i>P</i> =0.580	n.s.

χ^2 乗検定, $p \leq 0.1^*$ $p \leq 0.05^{**}$ $p \leq 0.01^{***}$

有資格者とは、保健師、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、その他の対人援助職の資格を有する者を指す。

担当者が何らかの対人援助資格を有する場合は、多機関との連携率が高まる

担当者の資格有無と連携先(2)



有資格者は無資格者よりも、バランスよく他機関と連携をとっていた

犯罪被害者等支援に関連する事業実施

(N=364)

事業の実施	事業実施率		p
	有資格者	資格なしの者	
有実施率	18件(51.4%)	91件(34.5%)	$P=0.050$ **
被害者支援ネットワーク会議への出席	11件(31.4%)	58件(22.0%)	$P=0.212$ n.s.
対応窓口についての定期的な広報	12件(34.3%)	33件(12.5%)	$P=0.001$ ***
被害者等支援についての職員研修の開催	7件(20.0%)	22件(8.3%)	$P=0.028$ **
被害者等支援に関する市民講演会の開催	8件(22.9%)	15件(5.7%)	$P<0.000$ ***
その他	5件(14.3%)	17件(6.4%)	$P=0.095$ *

χ^2 検定, $p \leq 0.1$ * $p \leq 0.05$ ** $p \leq 0.01$ ***

担当者が有資格者である場合、様々な被害者支援に関連する事業等を行っていた

ポイント3

出来ることから始める

(50件以上の相談が寄せられる窓口の特徴より)

- 窓口の**独自のパンフレット**を作成してみる。
- 相談が多い窓口は、連携(他機関と“顔と顔が見える関係”)がとれている。**関係機関の挨拶回り**を行うことで、ケースの相談に備える。
- **担当者が専門的な助言・指導を受けられる体制**を整えることで、担当者の“燃え尽き”を防ぐ。
- 可能であれば**専任の担当者**を確保する。
(ただし、専任より、兼務・複数名の方が効果あり。
また、担当歴が長い方がよい。)

相談件数の多い行政の特徴(1)

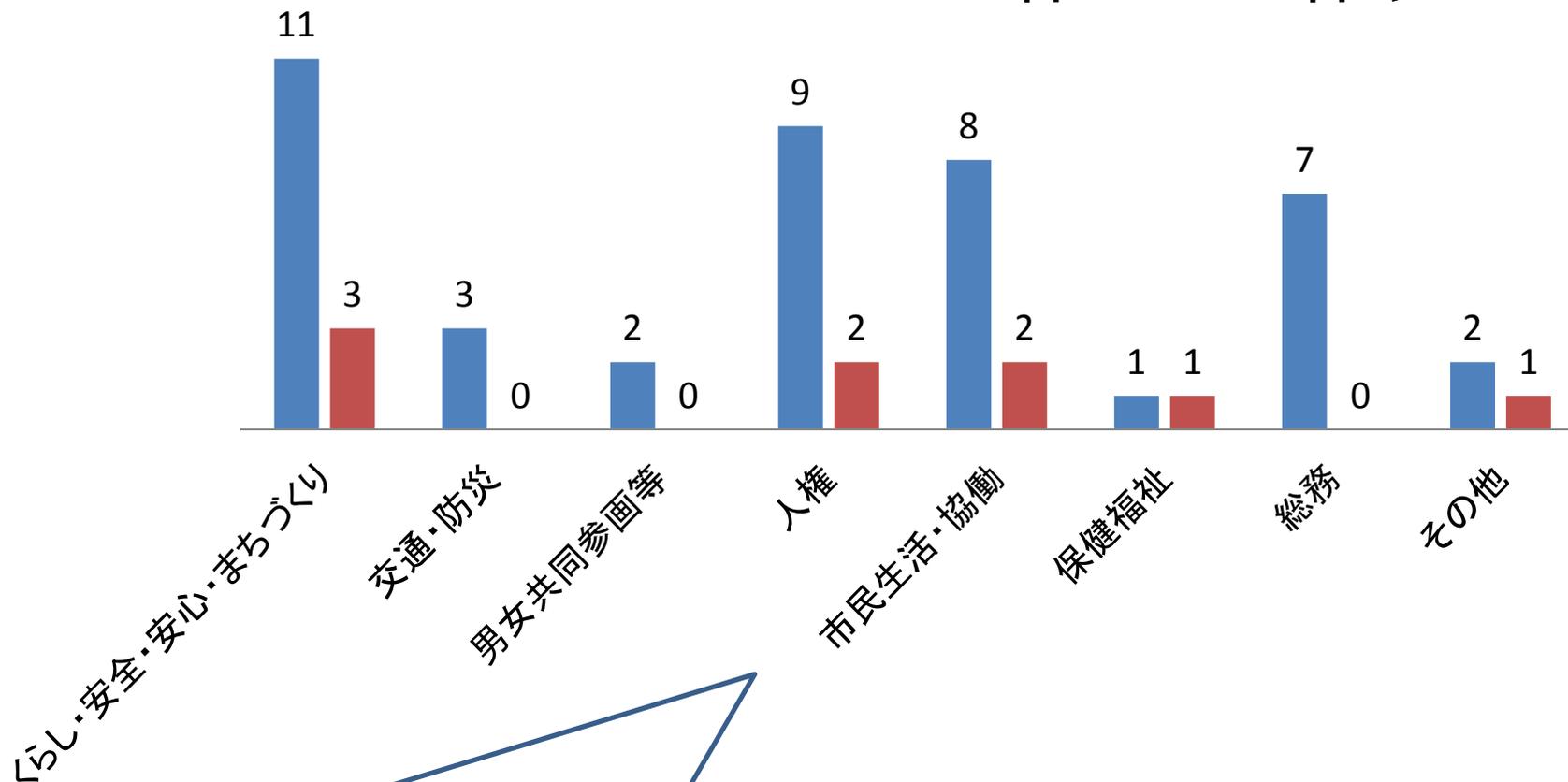
		1-50件	50件以上	
地域				n.s.
区分				n.s.
担当者属性	専任で担当	1(2.3%)	4(44.4%)	P≤0.001 ***
	兼務で担当	42(95.5%)	4(44.4%)	
担当者数				n.s.
担当歴(年数)	1年未満	12(28.6%)	0(0%)	P=0.077 *
	1-2年未満	15(35.7%)	2(25.0%)	
	2-3年未満	9(21.4%)	2(25.0%)	
	3年以上	6(14.3%)	4(50.0%)	
担当者の資格有無				n.s.
プライバシー確保対応				n.s.
独自パンフレット作成	作成している	18(41.9%)	7(77.8%)	P=0.050 **
	作成していない	25(58.1%)	2(22.2%)	
被害者へ資料配布準備				n.s.

相談件数の多い行政の特徴(2)

		1-50件	50件以上		
連携がとれている	警察	42(100%)	9(100%)	—	
	検察	6(19.4%)	5(62.5%)	P=0.016	**
	弁護士会	18(54.5%)	8(88.9%)	P=0.060	*
	法テラス	21(58.3%)	8(88.9%)	P=0.087	*
	保護観察所	6(18.8%)	5(62.5%)	P=0.013	**
	民間被害者支援団体			n.s.	
	福祉事務所			n.s.	
	保健所等	23(65.7%)	8(100%)	P=0.051	*
	医療機関	8(24.2%)	8(88.9%)	P≤0.001	***
	カウンセリング機関	10(31.3%)	7(100%)	P=0.001	***
	当事者団体・自助G	7(23.3%)	4(66.7%)	P=0.035	**
専門的な助言・指導の機会	SV体制なし	39(88.6%)	4(44.4%)	P=0.002	***
	SV体制あり	5(11.4%)	5(55.6%)		
犯罪被害者支援に関連する事業				n.s.	

相談件数の多い行政の特徴(3)

■ 1-50件 ■ 50件以上



部署(キーワード別分類)では、統計上有意差はなし
ただし、犯罪被害者支援総合的対応窓口を「総務」「交通・防災」「男女共同参画等」に
している場合、50件以上の相談対応をしたところは全くなかった

(調査の補足)

ポイント4

各地方公共団体で、地域住民の犯罪被害 相談を引き受ける意識をもつ

- 現在、(警察を除く)被害者相談を行う民間被害者支援団体は都道府県に約1か所しかない。民間団体は精力的に専門的対応をしているが、限界あり。被害者の数パーセントしか対応できていない。
- 被害者のhelp-seeking(援助希求力)が低いことは多くの研究結果より明らかであり、実際は、多岐にわたる支援を求めている。情報提供だけでは十分でない者も多い。
- 行政が関与する保健福祉サービス、居住サービス等の生活支援は住民に近い、地方公共団体窓口が行うのが適切

※ ご参考までに

【犯罪被害者等暮らし・支援検討会(くらしえん)について】

□ 調査に関して更にお知りになりたい方:

連絡先: hanzai.higai2016@gmail.com

□ 相談支援の方法について更にお知りになりたい方:

「地方自治体職員向け犯罪被害者等相談支援マニュアル」
を各窓口に発送予定(2016年夏頃)

□ 犯罪被害者支援分野のケアマネジメント事業研修の実施:

HPにて案内予定

HPアドレスは、上記マニュアル送付時に文書差し込み予定